

令和3年5月11日

保護者のみなさま へ

瀬戸市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出席停止について

日頃は、瀬戸市の教育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、5月12日より愛知県に緊急事態宣言が発令されます。学校におきましては、感染症対策のさらなる徹底を図るとともに、子どもたちの安心安全に十分配慮して教育活動がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、これまでと同様の対応を含みますが、以下①～⑥のようにお子様や家族の方が感染したり、発熱などの体調不良となったりした場合は、出席停止扱いといたしますので、該当する場合は、速やかに学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

- ① 児童生徒が感染者・濃厚接触者になった場合
 - ② 児童生徒と同居している家族が感染者・濃厚接触者になった場合
 - ③ 児童生徒がPCR検査及び抗原検査を受けた場合
 - ④ 児童生徒と同居している家族がPCR検査及び抗原検査を受けた場合
 - ⑤ 児童生徒が発熱等の風邪症状がある場合
 - ⑥ 児童生徒と同居している家族が発熱等の風邪症状がある場合
- ※ ⑥は緊急事態宣言に伴う特別の措置ですので、ご承知おきください。